

議案第 20 号

箱根町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(平成 27 年総務省令第 93 号)が平成 27 年 11 月 13 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町火災予防条例の一部を改正する条例

箱根町火災予防条例(昭和37年箱根町条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第3条、第18条関係)

種 類		入 力	離 隔 距 離 (cm)				備 考	
			上方	側方	前方	後方		
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150	
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100	
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	
半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kw以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kw以下)	—	15注	15	15	注：浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合は2cmとする。
		内がま	21kw以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kw以下)	—	—	60	—	
	浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kw以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下)	—	15	15	15	
		外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kw以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下)	—	15	60	15	

ふろがま	不燃以外		内がま	21kw以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下)	—	15	60	—		
			密閉式	21kw以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下)	—	2注	2	2		
			屋外用	21kw以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下)	60	15	15	15		
	気体燃料		浴室設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kw以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kw以下)	—	4.5注	—	4.5	
				内がま	21kw以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kw以下)	—	—	—	—	
			半密閉式		外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kw以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下)	—	4.5	—	4.5
					浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kw以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当			

	不燃			該バーナーが70kw以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下)	—	4.5	—	4.5			
			内がま	21kw以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下)	—	—	—	—			
		密閉式		21kw以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下)	—	2注	—	2			
		屋外用		21kw以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下)	30	4.5	—	4.5			
液体燃料	不燃以外			39kw以下	60	15	15	15			
	不燃			39kw以下	50	5	—	5			
	上記に分類されないもの			—	60	15	60	15			
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19kw以下	4.5	4.5	60	4.5	注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。
					強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kw以下	100	15	150	
		26kwを超え70kw以下	100	15		100注1	15				
	温風を全周方向に吹き出すもの	26kw以下	100	150		150	150				
	強制排気型	26kw以下	60	10		100	10				
	液体燃料	不燃以外	密閉式	強制給排気型	26kw以下	60	10	100	10		
不燃			半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kw以下	80	5	—	5	

			温風を全周方向に吹き出すもの	26kw以下	80	150	—	150		
			強制排気型	26kw以下	50	5	—	5		
		密閉式	強制給排気型	26kw以下	50	5	—	5		
		上記に分類されないもの		—	100	60	60	注2	60	
厨房設備	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
			据置型レンジ	21kw以下	100	15	15	15		
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw以下	80	0	—	0		
			据置型レンジ	21kw以下	80	0	—	0		
	上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300		200
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200		100
使用温度が300℃未満のもの				—	100	50	100	50		
ボイラー	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7kw以下	40	4.5	4.5	4.5		
			フードを付ける場合	7kw以下	15	4.5	4.5	4.5		
		半密閉式	12kwを超え42kw以下	—	15	15	15			
			12kw以下	—	4.5	4.5	4.5			
		密閉式	42kw以下	4.5	4.5	4.5	4.5			
		屋外用	フードを付けない場合	42kw以下	60	15	15	15		
	フードを付ける場合		42kw以下	15	15	15	15			
	不燃	開放式	フードを付けない場合	7kw以下	30	4.5	—	4.5		
			フードを付ける場合	7kw以下	10	4.5	—	4.5		
		半密閉式	42kw以下	—	4.5	—	4.5			
		密閉式	42kw以下	4.5	4.5	—	4.5			
		屋外用	フードを付けない場合	42kw以下	30	4.5	—	4.5		
フードを付ける場合			42kw以下	10	4.5	—	4.5			
液体	不燃以外		12kwを超え70kw以下	60	15	15	15			

燃料					12kw以下	40	4.5	15	4.5			
	不燃					12kwを超え 70kw以下	50	5	—		5	
						12kw以下	20	1.5	—		1.5	
		上記に分類されないもの				23kwを超える	120	45	150		45	
					23kw以下	120	30	100	30			
ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kw以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方向が一方に集中する場合には60cmとする。	
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kw以下	60	4.5	4.5注	4.5		
		不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kw以下	15	15	80	4.5		
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kw以下	60	4.5	4.5注	4.5		
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kw以下	150	100	100	100		
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kw以下	150	15	100	15		
		不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kw以下	120	100	—	100		
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kw以下	120	5	—	5		
	上記に分類されないもの					—	150	100	150	100		
	乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式		衣類乾燥機	5.8kw以下	15	4.5	4.5		4.5
開放式				衣類乾燥機	5.8kw以下	15	4.5	—	4.5			
上記に分類されないもの					—	100	50	100	50			
					—	50	30	50	30			
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kw以下	40	4.5	4.5	4.5		
					フードを付ける場合	7kw以下	15	4.5	4.5	4.5		
				瞬間型	フードを付けない場合	12kw以下	40	4.5	4.5	4.5		
					フードを付ける場合	12kw以下	15	4.5	4.5	4.5		
			半密閉式					12kw以下	—	4.5	4.5	4.5
			密閉式	常圧貯蔵型				12kw以下	4.5	4.5	4.5	4.5
					瞬間型	調理台型	12kw以下	—	0	—	0	
						壁掛け型、据置型	12kw以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋外用	常圧貯蔵型				12kw以下	60	15	15	15	
							12kw以下	15	15	15	15	
			開放式	常圧貯蔵型				7kw以下	30	4.5	—	4.5
								7kw以下	10	4.5	—	4.5
		瞬間型				12kw以下	30	4.5	—	4.5		
						12kw以下	10	4.5	—	4.5		
不燃	半密閉式					12kw以下	—	4.5	—	4.5		
	常圧貯蔵型					12kw以下	4.5	4.5	—	4.5		

		密閉式	瞬間型	調理台型	12kw以下	—	0	—	0	
				壁掛け型、据置型	12kw以下	4.5	4.5	—	4.5	
		屋外用		フードを付けない場合	12kw以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合	12kw以下	10	4.5	—	4.5	
液体燃料		不燃以外		12kw以下	40	4.5	15	4.5		
		不燃		12kw以下	20	1.5	—	1.5		
給湯湯沸設備		半密閉式	常圧貯蔵型		12kwを超え 42kw以下	—	15	15	15	
			瞬間型		12kwを超え 70kw以下	—	15	15	15	
		密閉式	常圧貯蔵型		12kwを超え 42kw以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型	調理台型	12kwを超え 70kw以下	—	0	—	0	
		壁掛け型、据置型		12kwを超え 70kw以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kwを超え 42kw以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合	12kwを超え 42kw以下	15	15	15	15	
			瞬間型	フードを付けない場合	12kwを超え 70kw以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合	12kwを超え 70kw以下	15	15	15	15	
		半密閉式	常圧貯蔵型		12kwを超え 42kw以下	—	4.5	—	4.5	
			瞬間型		12kwを超え 70kw以下	—	4.5	—	4.5	
		密閉式	常圧貯蔵型		12kwを超え 42kw以下	4.5	4.5	—	4.5	
			瞬間型	調理台型	12kwを超え 70kw以下	—	0	—	0	
		壁掛け型、据置型		12kwを超え 70kw以下	4.5	4.5	—	4.5		
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kw以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合	12kw以下	10	4.5	—	4.5	
			瞬間型	フードを付けない場合	12kwを超え 70kw以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合	12kwを超え 70kw以下	10	4.5	—	4.5	
		液体燃料	不燃以外		12kwを超え 70kw以下	60	15	15	15	
			不燃		12kwを超え 70kw以下	50	5	—	5	
上記に分類されないもの				—	60	15	60	15		
気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kw以下	100	30	100	4.5	注1：熱対流方向が一方向に集中する場合にあっては60cmとする。 注2：方向性を有するもの
				全周放射型	7kw以下	100	100	100	100	
		バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kw以下	100	4.5	4.5	注1	4.5	
			強制対流型	7kw以下	4.5	4.5	60	4.5		
	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kw以下	80	15	80	4.5	
				全周放射型	7kw以下	80	80	80	80	
		バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kw以下	80	4.5	4.5	注1	4.5	
			強制対流型	7kw以下	4.5	4.5	60	4.5		

移動式ストーブ	液体燃料	不燃以外	開放式	放射型		7kw以下	100	50	100	20	は100cmとする。					
				自然対流型		7kwを超え12kw以下	150	100	100	100						
						7kw以下	100	50	50	50						
						強制対流型		温風を前方向に吹き出すもの	12kw以下	100		15	100	15		
				温風を全周方向に吹き出すもの	7kwを超え12kw以下			100	150	150		150				
				強制対流型		温風を全周方向に吹き出すもの	7kw以下	100	100	100		100				
		放射型				7kw以下	80	30	—	5						
		不燃	開放式	自然対流型		7kwを超え12kw以下	120	100	—	100						
						7kw以下	80	30	—	30						
						強制対流型		温風を前方向に吹き出すもの	12kw以下	80		5	—	5		
	温風を全周方向に吹き出すもの			7kwを超え12kw以下	80			150	—	150						
	強制対流型			温風を全周方向に吹き出すもの	7kw以下	80	100	—	100							
				放射型		—	100	50注2	50注2	50注2						
	固体燃料				—	100	50注2	50注2	50注2							
調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出		卓上型こんろ(1口)	5.8kw以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。				
						卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ		14kw以下	100	15注	15		15注			
								加熱部が開放		卓上型グリル	7kw以下		100	15	15	15
						バーナーが隠ぺい				加熱部が隠ぺい			卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	7kw以下	50	4.5
								卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	7kw以下				15	4.5	4.5	4.5
								炊飯器(炊飯容量4リットル以下)		4.7kw以下	30		10	10	10	
				圧力調理器(内容積10リットル以下)						—	30		10	10	10	
				バーナーが露出		卓上型こんろ(1口)	5.8kw以下	80	0	—	0					
						卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ		14kw以下	80	0	—		0			
								加熱部が開放		卓上型グリル	7kw以下		80	0	—	0

	不燃	開放式	バーナーが隠ぺい	加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	7kw以下	30	4.5	—	4.5	
					卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	7kw以下	10	4.5	—	4.5	
					炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7kw以下	15	4.5	—	4.5	
					圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	15	4.5	—	4.5	
移動式こんろ	液体燃料	不燃以外			6kw以下	100	15	15	15		
		不燃			6kw以下	80	0	—	0		
		固体燃料			—	100	30	30	30		
電気温風機	電気	不燃以外			2kw以下	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注	注：温風の吹き出し方向にあつては60cmとする。	
		不燃			2kw以下	0注	0注	—注	0注		
電気調理用機器	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kw以下(1口あたり2kwを超え3kw以下)	100	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの離隔)を示す。 注2：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの離隔)を示す。		
					—	20注1	—	20注1			
					—	10注2	—	10注2			
					100	2	2	2			
					—	15注1	—	15注1			
					—	10注2	—	10注2			
				4.8kw以下(1口あたり1kwを超え2kw以下)	100	2	2	2			
					—	10注1注2	—	10注1注2			
					100	2	2	2			
				4.8kw以下(1口あたり1kw以下)	—	10注1注2	—	10注1注2			
					100	2	2	2			
					—	10注1注2	—	10注1注2			
こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kw以下(1口あたり3.3kw以下)	100	2	2	2						
		—	10注2	—	10注2						
不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kw以下(1口あたり3kw以下)	80	0	—	0				
				—	0注1注2	—	0注1注2				
			5.8kw以下(1口あたり3.3kw以下)	80	0	—	0				
				—	0注2	—	0注2				

電気 天火	電気	不燃以外	2kw以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあっては10cmとする。	
		不燃	2kw以下	10	4.5 注	—	4.5 注		
電子 レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kw以下	10	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあっては10cmとする。	
		不燃	電熱装置を有するもの	2kw以下	10	4.5 注	—		4.5 注
電気 ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kw以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kw以下	100	100	100	100	
			自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kw以下	100	4.5	4.5	4.5	
	不燃	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kw以下	80	15	—	4.5		
		全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kw以下	80	80	—	80		
		自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kw以下	80	0	—	0		
電気 乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥機	1kw以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	食器乾燥機	1kw以下	0	0	—	0	
電気 乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kw以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあっては0cmとする。
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kw以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	注2：排気口面にあっては4.5cmとする。
電気 温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kw以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kw以下	0	0	—	0	

- 備考1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。